**坂戸市北坂戸地区まちづくり推進事業計画(案)策定等業務**

**公募型プロポーザル実施要領**

１ 趣 旨

 この要領は、坂戸市北坂戸地区まちづくり推進事業（以下「本事業」という。）に当たり、企画提案を募り、価格評価のみならず、企画提案書、プレゼンテーションの内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務の受託候補者として選定する方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２ 業務の目的

 市では、人口減少と高齢化が見込まれる北坂戸地区において、都市機能を集約し、若い世代の定住を促進することにより、持続可能な都市経営を図ることとしている。

 この北坂戸地区のまちづくりにおける具体的な取組として、公的ストックを活用しながら民間活力の導入により、拠点となる多世代交流拠点施設等の立地を目指すものである。

本業務は、複数の民間事業者の意向調査を踏まえ、施設整備のあり方、導入機能等の検討を行いながら、基本計画（案）の策定等を実施するものである。

※ 北坂戸地区のまちづくりの概要については、別紙「北坂戸地区のまちづくりについて」を参照。

３ 業務概要

(1) 業務名

坂戸市北坂戸地区まちづくり推進事業計画(案)策定等業務

(2) 基本業務内容（詳細は仕様書参照のこと）

① 前提条件の整理

② 基本条件の整理

③ 交通影響検討業務

④ 施設整備のあり方と導入機能の検討

⑤ 概略建物計画案の作成

⑥ 民間事業者の意向調査

⑦ 基本計画（活用イメージ）案の検討及び作成

⑧ 土地売却（貸付）に係る条件整理

⑨ 募集要項の作成（要求水準書の整理含む）

⑩ 庁内会議の運営補助

⑪ 住民説明に対する支援

⑫ 打合せ協議

⑬ 報告書の作成

⑭ その他必要な業務

(3) 契約形態

公募型プロポーザル方式により選定された最優先交渉権利者との随意契約

(4) 業務期間

契約締結日から平成３２年３月２７日まで

(5) 担当窓口（提出先）

〒350-0292　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号

坂戸市 都市整備部 都市計画課 北坂戸地区まちづくり推進準備室

電話：０４９－２８３－１３３１（内線５３５）

FAX：０４９－２８３－１６８５

メール：sakado61@city.sakado.lg.jp

４ 提案上限額

２年間総額 ２０，０００，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

（各年度支払限度額）

平成３０年度 ９，０００，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

平成３１年度 １１，０００，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

※本業務を遂行する上での概算経費を示すものであり、契約金額とするものではない。

５ スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 日 程 | 提出様式 |
| 実施要領等の公表（公募開始） | ９月２５日(火) |  |
| 質問書受付期間 | ９月２７日(木)～１０月　４日(木) | 様式第１号 |
| 質問書に対する回答 | １０月１０日(水) |  |
| 参加表明書等提出期限 | １０月１２日(金) | 様式第２～４号 |
| 参加資格結果通知 | １０月１７日(水) |  |
| 企画提案書等提出期限 | １０月２４日(水) | 様式第５～７号 |
| ※書類選考結果通知（参加者多数の場合のみ） | １１月　１日(木)（予定) |  |
| プレゼンテーション審査の実施 | １１月　５日(月) |  |
| 最終審査結果通知 | １１月上旬（予定） |  |
| 契約締結 | １１月中旬（予定） |  |

６ 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、公募開始日現在において次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 平成２９・３０年度坂戸市競争入札参加資格者名簿に「物品・その他」で登載されている者

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

(3) 実施要領等の公表の日から審査結果が発表されるまでの期間に、坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成８年坂戸市告示第２７号）に基づく指名停止の措置を受けていない者

(4) 坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年６月２８日告示第７５号）の規定に基づく指名除外の措置を受けていない者

(5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。

７ 実施要領等の公表（公募開始日）

平成３０年９月２５日（火）　ホームページで公表

８ 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

・受付期間 平成３０年９月２７日（木）～平成３０年１０月４日（木）

・提出書類 質問書（様式第１号）

・提出方法 電子メール

※宛先は、「３(5)担当窓口(提出先)」とすること

※件名は、「坂戸市北坂戸地区まちづくり推進事業計画(案)策定等業務質問書」とすること。

※送付後、電話にて送付した旨を連絡すること。

・アドレス sakado61@city.sakado.lg.jp

(2) 質問への回答

・回答期日 平成３０年１０月１０日（水）

・回答方法 提出された質疑を取りまとめの上、全ての質問者に電子メールにて送信する。

９ 参加表明書の提出

企画提案を行おうとする者は、参加表明書等を下記の期日までに提出すること。

(1) 提出期限 平成３０年１０月１２日（金）　午後５時１５分

(2) 提出書類

・参加表明書（様式第２号）

・会社概要書（様式第３号） 正本１部、副本１４部

※パンフレットを一部添付すること。

・関連業務実績概要書（様式第４号） 正本１部、副本１４部

※過去１０年以内の実績（最大６件）を記載すること。

※実績を証する資料（契約書の写し等）を一部添付すること。

(3) 提出方法

「３(5) 担当窓口（提出先）」に直接持参又は郵送

※受付は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

※郵送で提出する場合は、配達証明書等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

10 資格の確認等

市は、参加表明書の提出があった時は、「６参加資格」に定める要件について確認し、その結果を次の期日に当該参加表明書を提出した者に通知する。プレゼンテーション審査の詳細の日時等は、参加資格結果通知時に指定する。

【参加資格通知】

(1) 通知期日 平成３０年１０月１７日（水）

(2) 通知方法 電子メールで連絡後、郵送で通知書を送付

11 企画提案書等の提出

参加表明書により、プロポーザルへの参加を表明した者は、次に定めるところにより企画提案書等を提出すること。

なお、提出に当たっては、本事業に関する基本的な考え方及び具体的な取組方法について、明瞭に記載すること。

(1) 提出期限 平成３０年１０月２４日（水）午後５時１５分

(2) 提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、Ａ４判縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

・企画提案書（様式第５号） 正本１部、副本１４部

・提案内容書（任意様式） 正本１部、副本１４部

※Ａ４判　１０ページ以内

※本業務の遂行に係る基本的な考え方及び企画提案内容等を記載

・実施計画書（任意様式） 正本１部、副本１４部

※Ａ４判　４ページ以内

※本業務の遂行に係る実施手順、工程などを記載

・実施体制概要書（様式第６号） 正本１部、副本１４部

・見積書（様式第７号） 正本１部、副本１４部

・見積金額内訳書（任意様式） 正本１部、副本１４部

(3) 提出方法

「３(5)担当窓口（提出先）」に直接持参又は郵送

※受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時 １５分までとする。

※郵送で提出する場合は、配達証明書等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

(4) 参加を辞退する場合

・ 参加表明を行った者は、プレゼンテーション審査の実施までの間は、参加を辞退することができる。

・ 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第８号）を「３(5)担当窓口（提出先）」に直接持参すること。

12 審 査

本業務に係るプロポーザルは、審査を厳正かつ公平に行うため、「坂戸市北坂戸地区まちづくり推進事業計画（案）策定等業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による審査を実施し、最優先交渉権利者の決定等を行う。

ただし、企画提案書等を提出した者がおおむね５者を超えるときは、企画提案書等による書類審査を実施することとし、書類審査を通過した者を対象にプレゼンテーション審査を実施するものとする。

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

ア 実施予定日：平成３０年１１月５日(月) ３５分以内

・プレゼンテーション　２５分以内

・質疑応答　１０分以内

イ 実施内容

・プレゼンテーションは提出された企画提案書等に基づいて実施すること。

・プロジェクター、スクリーンは市が用意する。その他の機材については提案者が用意する。

(2) 最優先交渉権利者等の選定

・提案書の審査は、選定委員会を設置し、審査基準に基づく評価により実施する。

・審査基準に基づき、選定委員会が評価点を算出し、最も高い総合評価点を獲得した企画提案者を最優秀提案者とし、本事業契約締結に向けての最優先交渉権利者とする。また、次点を優秀提案者とし、次選交渉権利者とする。ただし、総合評価点が60％以上でなければ、交渉権者として特定せず、該当者なしとする。

(3) その他

・参加者が１者の場合においても審査を実施するものとする。

・選定委員会における審査内容及び評価点については、全て非公開とする。

・最終審査結果については、その概要（企画提案者名、総得点及び順位）を提案者に通知するとともに市のホームページに掲載する。

13 審査基準

審査基準は以下の表のとおりとし、評価の配点は１００点満点とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 区分 | 審査項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 1 | 実施計画書 | 業務の実施計画 | 業務の目的、条件、内容の理解度 | ３０点 |
| 業務工程表の妥当性 |
| 実施体制の的確性 |
| 2 | 提案内容書 | 業務提案内容 | 課題整理の的確性 | ４０点 |
| 民間事業者の意向調査における的確性及び多様性 |
| 民間活力の導入（PPP・PFIなど）に関する提案の的確性 |
| 提案の独創性 |
| 3 | 関連業務実績概要書 | 企業の業務実績及び精通度 | 関連業務の実績 | １０点 |
| 4 | 実施体制概要書 | 総括責任者等の業務精通度 | 総括責任者等の実績 | １０点 |
| 5 | 見積書 | 見積額 | 　 | １０点 |
| 合 計  | １００点 |

14 契 約

(1) 最優先交渉権利者は、本市と契約の交渉を行い、双方が合意した場合に業務委託契約を締結する。

(2) 契約交渉が不調の場合は、次選交渉権利者と契約の交渉を行う。

(3) 企画提案書に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と企画提案者との協議により、項目の追加、変更又は削除及び金額の変更を行うことができることとする。

(4) 契約者の決定後に、企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合は、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

15 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) プレゼンテーション審査に欠席した場合

(5) 見積金額が見積提案上限額を超えた場合

(6) その他選定委員会が不適格と認めた場合

16 その他事項

(1) 提案者の提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却せず、本市で処分する。

(3) 審査結果に対する異議申し立てについては一切受け付けない。

(4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求められた場合は、速やかに書類の提出に応じること。

(5) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。